ご存じですか？

働く世代の健康情報　6月号

2025年6月から
職場における熱中症対策が義務化されます

職場における熱中症により毎年20～30人死亡しており、初期症状の放置や対応の遅れが多いことから、現場において適切な対策の実施が求められています。厚生労働省は熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することを義務化しました。

対象となるのは…WBGT（暑さ指数）28 度又は 気温 31 度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業

みつける → **判断する** → **対処する**

いつもと様子が違うかも？

- ふらついている
- イライラしている
- 返事がおかしい
- ぼーっとしている
- 大量の発汗

119 番通報

身体の冷却
↓
作業着を脱がせ水をかけ
全身を急速冷却する等
※一人きりにしない！

事業者に義務付けられる対応

体制の整備

・管理者による現場の巡視　　・作業員同士声をかけ合う
・体調が悪いときはすぐに周りに報告する　等

手順の作成

・緊急時の対応のフローチャート等の作成　　・緊急連絡網の作成
・緊急搬送先の所在地や連絡先の確認　等

労働者への周知

・朝礼やミーティングでの情報提供
・休憩室等目につくところに掲示　　・メール等で通知　等

対応を怠ると労働安全衛生法22条違反として
罰則「6カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金」が適用される可能性があります。

まずは予防から！　～自分の身は自分で守ろう！

・WBGT（暑さ指数）のチェック
・こまめに休憩、こまめに水分＋塩分摂取
・涼しい服装　（ファン付き作業服等）
・作業時間帯の調整

日頃からできること

食事と睡眠をしっかり摂りましょう。
（飲酒は控えめに）
暑くなる前から適度な運動を行い、
汗をかくことでからだを慣らしましょう。

医療機関でうける さわやか歯科検診（歯周病検診）

歯周病は初期のうちは自覚症状が出にくい病気ですが、歯を失う主原因とされています。
大切な歯を失わないよう、検診を受けましょう。２０歳、３０歳の人も対象となります。
若いうちから歯の健康を守りましょう。

対象者	昭和30年・40年・50年・60年・平成7年・17年生まれ （対象者へは7月下旬ごろに個人通知します）
実施期間	令和7年8月1日（金）～令和7年11月30日（日）
費用	500円

自分には関係ない？

歯周病なんて若い自分たちには関係ないと考えてしまうかもしれませんが、歯石もついていない健全な20歳前後の方は厚生労働省の統計では30％程度でしかありません。
歯石のつきやすさは個人差がありますが、一度ついてしまったら歯石を自分で取り除くことは困難なので、歯科医院で定期的に歯石を取り除いてもらいましょう。

さわやか歯科検診（歯周病検診）についてのお問い合わせ→電話：059-354-8282

発行　四日市市　健康づくり課　電話：059-354-8291